

# 羽津地区土木協議会規約

## 第1条(名称)

本協議会は、羽津地区土木協議会と称する。

## 第2条(目的)

本協議会は、生活環境の保全と公衆衛生の向上ならびに農業用水路の水質汚濁防止を目的とする。

## 第3条(事務局)

本協議会の事務局は、羽津地区まちづくり推進協議会事務局が兼務する。

## 第4条(協議)

本協議会は、第2条の目的達成のため、次の各号について協議する。

- 一 すべての開発行為、道路又は河川の占用許可、道路工事施工承認、並びに水路の使用許可又は加工許可に伴う申請に関する事
- 二 赤道等公共用財産用途廃止並びに処分に関する事
- 三 し尿浄化槽の設置に関する事
- 四 その他

2 本協議会では、公共事業に関するものを除き、持ち回りによる協議、及び決議はできないものとする。

## 第5条(役員及び構成)

本協議会は羽津地区連合自治会から6名、羽津農業土木協議会から4名の計10名が参加し、会長1名、副会長3名、常任委員6名で構成される。

2 会長は羽津地区連合自治会会長を充て、副会長は羽津地区連合自治会副会長及並びに羽津農業土木協議会会長を充てる。

## 第6条(任期)

本協議会役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期中に何らかの理由により離職となった場合、その後継者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第7条(会議)

本協議会は、毎月1回、会長が召集し、関係自治会長にも出席を求め協議に参加させる。

2 会長が特に必要と認めるときは、臨時の協議会を開くことができる。

附 則 本規約は昭和62年10月10日より施行する。  
本規約は平成5年8月9日より施行する。  
本規約は平成13年4月1日より施行する。  
本規約は平成17年1月28日より施行する。  
本規約は平成17年4月12日より施行する。  
本規約は平成19年7月10日より施行する。  
本規約は平成23年4月12日より施行する。